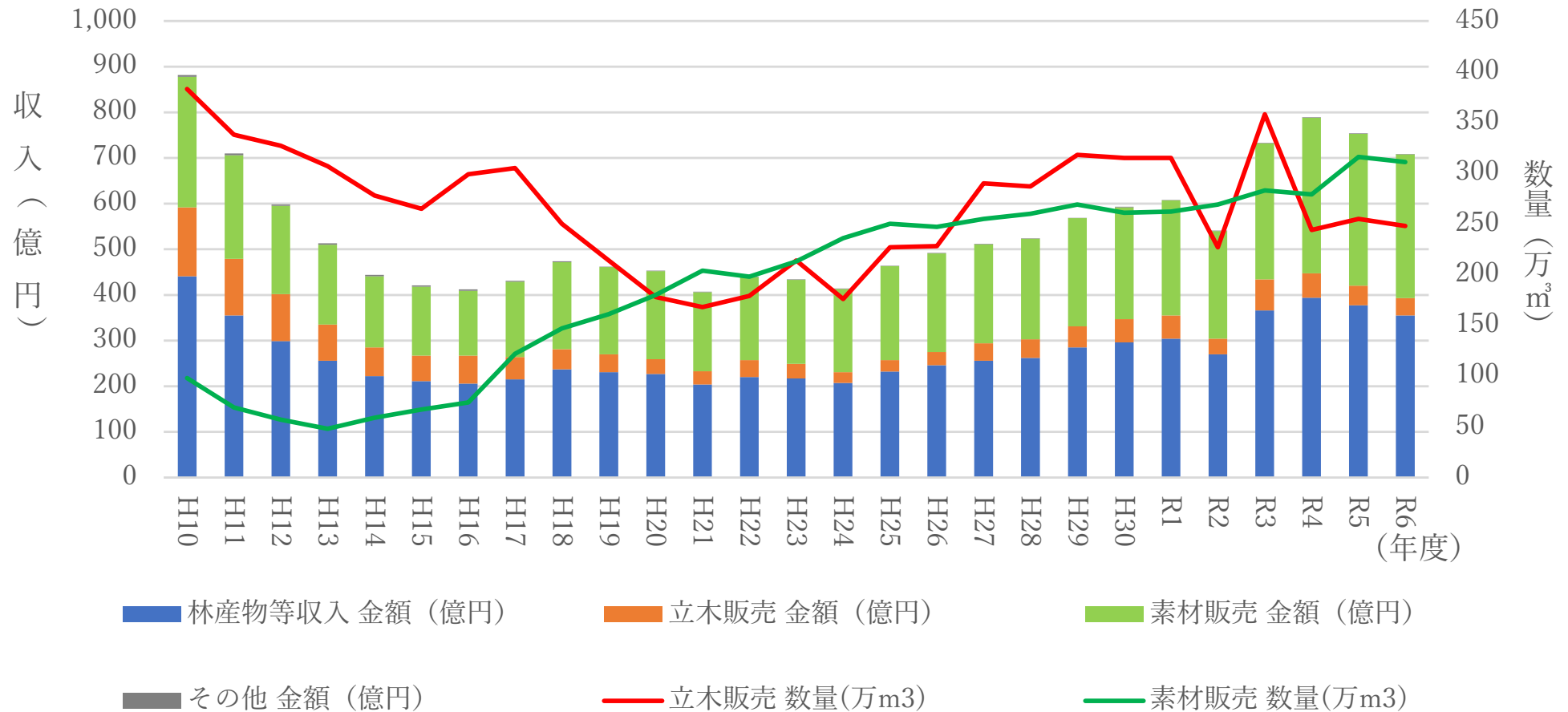


林産物等販売の状況



注1:数量は、立木販売は立木材積で示し、素材販売は素材（丸太）材積で示している。

2:その他は雑収である。立木販売の数量には分収林及び官行造林の民収分、樹木採取権分を含む。立木販売の金額には、立木販売のほかに環境緑化用樹木、立木竹及び幼齢木補償料、樹木採取権収入等を含む。計の不一致は四捨五入による。

3:平成24年度までの「国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」においては、立木販売の数量、立木販売の金額、その他の金額の集計方法が異なっているため、この表に記載されている値とは一致しない。